

子どもや保護者の安心と安全を守る保育所を求める請願書

名古屋市会議長 様

保育をよくするネットワークなごや
〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町 9-7 保育センター内
電話 070-6580-2971

【請願趣旨】

2015年4月から「子ども・子育て支援新制度」が実施される予定です。新制度になっても「児童福祉法24条1項」が残り、認可保育所については今まで通り自治体に実施責任があります。認可保育所に入所を希望する子どもは名古屋市の責任において入所できるよう、認可保育所を充実させてください。名古屋市には、職員の賃金や施設運営費における公私間の格差を是正する制度として「民間社会福祉施設運営費補給金制度」があります。これは、公立保育所に通う子どもも民間保育所に通う子どもも受ける保育に格差がないようにという、多くの民間保育所そして公立保育所の保護者や職員の声に名古屋市が応え、1974年（昭和49年）に創設されたものです。以来、名古屋においては、公民が両輪となって、子どもたちの発達する権利と保護者が安心して働く権利、最近では地域の子育て支援なども保障してきました。保育は、職員が子どもや保護者に直接的に支援を行います。職員が働き続け経験を重ね研鑽し、職員集団を作り保育の質を高め、保育実践を継承していくために、職員の賃金分を他に流用できない格付け方式で保障している「民間社会福祉施設運営費補給金制度」は有効なしくみです。

しかし、来年度の「子ども・子育て支援新制度」実施を理由に、「民間社会福祉施設運営費補給金制度」の形の見直しが懸念されています。現行は、職員の賃金や施設運営に限定して使われています。それが形を変え、用途制限のない補助金制度に変わってしまったら、今般の営利法人参入を推進する国の方針と相まって、本当に子ども達のために使われるのか不安です。子どもや保護者の安心安全を守る保育所を求め、以下の通り求めます。

【請願項目】

- 1、児童福祉法24条1項の市町村の保育実施義務を果たしてください。
- 2、名古屋市民間保育所における「民間社会福祉施設運営費補給金制度」は、現行の格付け方式の形を変えずに堅持・拡充してください。
- 3、「子ども・子育て支援新制度」実施を契機にした営利法人の参入を拡大しないで下さい。

氏名	住所

